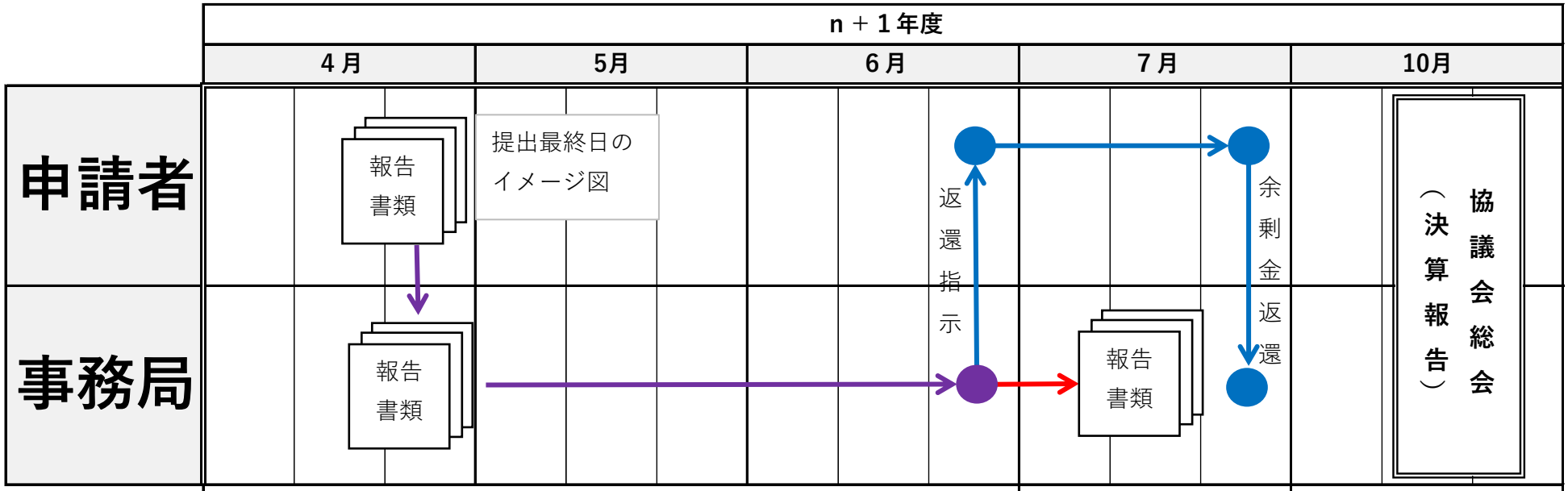

〈申請者〉
活動から30日以内に事務局に報告書を提出する。（提出最終日：４月30日）

〈事務局〉
書類の不備がないことを確認し、受付時に付番する。（n麻遊協第β-ｙ号）
報告を受付けてから２か月以内に審査（決裁）する。また、申請を受けた金額を整理し、余剰金が発生する場合は受給者に返還の指示をする。（期限：報告日から60日以内）

〈申請者〉
返還の指示を受けてから１か月以内に、協議会口座に振込を済ませる。

〈事務局〉
報告書原本を保管する。また、振込を確認する。

〈全体〉
10月中旬に総会開催、決算報告をする。

〈申請者〉
総会にて、昨年度の活動実績を報告する。